平成２９年（フ）第６１号
岐阜県可児市西帷子1209番地１、前住所福島県二本松市太田字海方作123番地
債務者　菅野　達也
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第２３６号
静岡県富士宮市舞々木町976番地
債務者　佐野　麻実（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８４０８号
東京都東村山市恩多町１丁目45―２
債務者　山下奈々美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４５号
東京都大田区蒲田本町１丁目６―15―101
債務者　及川　千束
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４７号
東京都品川区二葉２丁目24―９―405
債務者　薄井　　麗
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４４８号
東京都足立区大谷田４丁目18―11　ミント大谷田Ｂ206
債務者　篠澤　拓也
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５０号
東京都中野区松が丘２丁目14―７　コートＭ＆ＡＰａｒｔ４　207
債務者　小鹿野彩香
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５１号
東京都大田区西蒲田８丁目23―１―713
債務者　奥山　隆浩
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５３号
東京都江戸川区船堀２丁目18―５―403
債務者　長崎　律子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５５号
東京都墨田区八広１丁目39―８
債務者　加藤　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５９号
東京都中野区野方２丁目８―20　ヴィレッジ１　101
債務者　荻島　周一
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１７８号
東京都八王子市緑町353番地73レスピディーザ102号
債務者　川田　博美
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８４０６号
東京都新宿区高田馬場３丁目９―15　十六夜荘11
債務者　細川　研二
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４１０号
東京都板橋区大山西町２―７―403
債務者　大内　陽介
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４５４号
東京都中央区月島３丁目15―４
債務者　加藤　佑奈
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部